

オンライン診療に関する指針の見直しを検討 ～5月ごろに改訂版

厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」の初会合が開かれ、5月ごろに指針と指針に関するQ&Aを改訂する方針が示されました。昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画で、「技術の発展やエビデンスの集積状況に応じ、(オンライン診療に関する)ガイドラインを少なくとも年に1回以上更新する」などとされていたほか、オンライン診療の不適切な事例が報告されていたことなどが背景にあります。今後月1回程度、見直しのための検討を行う予定です。2020年度以降についても5月ごろの改訂を想定しています。

指針見直しの基本方針では、基本理念に基づいて、質の向上、アクセシビリティの確保、治療の効果の最大化に資するよう見直すとした上で、「不適切なオンライン診療の事例を受け、より安全・有効なオンライン診療が実施されるように諸規定を見直す」、「実際の運用を経て、指針の内容を一部明確化することで、適正なオンライン診療を促進する」としました。見直しに向けた主な検討事項には、次のような案が挙げられました。

①オンライン受診勧奨と遠隔健康医療相談の範囲内で行える行為をより明確にする、②対面診療との組み合わせ、初診対面診療の原則の例外として、追加可能な事項を検討する、③状態が落ち着いている患者に対するオンライン診療で、予測された症状等の変化がある場合などの対応(再度の対面診療の必要性等)について検討する、④原則、対面診療を行っている医師本人のみオンライン診療が可能な点について、チーム医療や複数主治医制が進む中、個々の医師の負担軽減等の観点から、同一医師以外による対応の拡大を検討する、⑤セキュリティの観点からオンライン診療における適切な通信環境について明確化し、特に汎用ソフトを用いる場合の使用要件や接続する場合の留意事項等を具体的に定める、⑥看護師等が診療を補助するオンライン診療について明示する、⑦オンライン診療を実施する医師の研修の必修化を検討する。

医療機能情報提供制度の報告事項を追加へ

厚生労働省は、医療機能情報提供制度について、医療環境の変化や2018年度診療報酬改定を踏まえ、報告事項を追加する方針です。医療法施行規則と告示を一部改正するもので、意見募集などを経て、3月の施行・告示を予定しています。追加されるのは、オンライン診療の実施の有無・内容、「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの」などです。オンライン診療については、対応できる在宅医療の具体事項として、オンライン在宅管理なども追加されます。「——医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの」の具体的な項目は、地域包括診療加算(診療所)・地域包括診療料・小児かかりつけ診療料・機能強化加算の届け出、在宅療養支援、介護等との連携などが規定されます。また、対応できる疾患、治療の内容などに関する報告項目も追加されます。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867